

「遺言書の基礎知識」

<2. 遺言書に書けること>

h. 特別受益者の相続分

○遺言できること

遺言で生前贈与が相続財産に反映されないようにする意思表示を行う事ができます。

○規定された法律

民法（第九百三条第三項）

○こんな方へお勧め

長女が嫁に行くときに贈与した分は、相続分に反映しないで欲しいという方。

長男が家を建てるときにした贈与の分は、相続分に反映しないで欲しいという方。

○補足

遺留分に関する規定に違反しない範囲内でしか効力がない事にご注意ください。

特別受益とは、推定相続人が受けた生前贈与（期間の限定無し）や遺贈の事です。

～特別受益者の法定相続分は以下のような計算となります。～

- ①被相続人が相続開始の時に有する財産の価額に”特別受益”を加算します。
- ②上記①の価額を法定相続分の割合で按分します。
- ③特別受益者は、上記②で算出された価額から”特別受益”を減算します。

計算の結果ゼロやマイナスとなった場合には特別受益者が貰える相続分はないという事になります。